

泉区の花「あやめ」普及促進活動補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 3 月 31 日 泉政第 1217 号（区長決裁）

最近改正 令和 3 年 4 月 15 日 泉政第 61 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、自発的に泉区の花「あやめ」の普及促進活動を行う団体（以下「活動団体」という。）による活動を推進し、区民が泉区の花「あやめ」にふれあい親しむ機会を増やし泉区への愛着を高めるために、泉区の花「あやめ」普及促進活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

2 この補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（活動団体の定義）

第 2 条 この要綱における活動団体は、区内の土地所有者の承諾を得て整備する泉区の花「あやめ」の植栽地において、当該あやめの植栽、管理、普及などを行う活動登録をした区民団体とする。

2 構成員は 5 名以上とし、過半数は泉区に在住、在勤、在学の者とする。

3 植栽地は区内で区民に公開するものとし、植栽地の面積は 50m²以上とする。

（活動団体の登録）

第 3 条 活動団体の登録を受けようとするときは、活動登録申請書（第 1 号様式）を区長に提出するものとする。

2 活動登録申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 活動場所位置図

(2) 規約、定款その他これらに類する書類

(3) 構成員名簿（住所または勤め先住所がわかるもの）

3 区長は、前項の登録申請書等の内容を適正と認めたときは、活動登録申請についての通知書（第 2 号様式）により、その旨を活動団体の会長に通知するものとする。

4 区長は、活動の継続が困難と判断できるなど、やむを得ない場合、又は公益上の必要がある場合は、活動団体の登録を取り消すことができる。

(活動団体の役員)

第4条 活動団体には、会長その他必要な役員を置き、会長は会を代表するものとする。

(活動団体の届出事項)

第5条 活動団体の代表者は、次の各号の一に該当するときは、第3号様式により区長に届け出なければならない。

- (1) 会長を変更するとき
- (2) 規約を変更するとき
- (3) 活動団体を解散するとき

(補助対象者)

第6条 この要綱における補助対象者は、第3条の規定により登録した活動団体とする。

(補助対象経費)

第7条 この要綱において、補助の対象となる経費は、泉区の花「あやめ」の植栽、管理、普及、その他に係る経費とする。

- (1) 除草、施肥、消毒等、泉区の花「あやめ」の管理に係る経費
- (2) 技術向上のための研修費
- (3) 事務用品等の購入費
- (4) 活動紹介・報告の作成に伴う製作費
- (5) その他泉区の花「あやめ」に係る区長が必要と認めた経費

2 ただし、次の経費は助成の対象としない。

- (1) 団体の運営費、事務所の賃借料、光熱水費等の管理費
- (2) 団体のスタッフや会員、関係者などに対する人件費、賃金、謝金、記念品など
- (3) 活動場所までの移動経費（電車賃やガソリン代など）
- (4) 他団体への補助
- (5) 飲食に係る費用（但し、活動中の体調管理用飲料水は除く）

(補助金額)

第8条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金額は、1活動団体当たり7万円を上

限とする。

(交付申請)

第9条 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して、補助金交付申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第5号様式)
- (2) 事業収支予算書(第6号様式)
- (3) 規約、定款その他これらに類する書類

(補助金交付決定の通知)

第10条 区長は前条の規定に基づき申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書(第7号様式)により申請書を提出した活動団体に通知する。

2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、補助金不交付決定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第11条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる場合は、活動団体の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金等を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

(申請の取下げの期日)

第12条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内とする。

(実績報告)

第13条 第10条の規定により補助金の交付決定通知書の交付を受けた活動団体は、事業終了後20日以内に、事業完了報告書・収支決算書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

2 第1項の事業完了報告書・収支決算書には、補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等として、補助事業に係るすべての領収書等の写しを添付しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 区長は前条第1項の規定に基づき事業完了報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第11号様式）により活動団体に通知する。

（補助金交付の請求）

第15条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付請求は、補助金請求書（第9号様式）により行わなければならない。

（関係書類の保存期間）

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（書類の閲覧）

第17条 活動団体及び区長は、横浜市市民協働条例（平成24年6月条例第34号）第7条第4項に基づき、以下の書類又はその写しを一般の閲覧（以下「閲覧」という。）に供しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第4号様式及びその添付書類）
- (2) 補助金交付決定通知書（第7号様式）
- (3) 事業完了報告書・収支決算書（第10号様式）

2 第1項の閲覧を行う場所等は次の表のとおりとする。

	活動団体	区 長
閲覧場所	活動団体が指定する場所	泉区総務部区政推進課
閲覧時間	活動団体が指定する時間	区役所の開庁時間
閲覧に供する期間	補助金を交付した日から2年間とする。 ただし、第10号様式又はその写しにあっては、当該書類を区長に提出した日から2年間とする。	

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 泉区の花「あやめ」普及事業補助金交付要綱（平成 17 年 4 月泉政第 3 号区長決裁。以下「旧要綱」という。）は平成 20 年 3 月 31 日をもって廃止とする。

2 この要綱の施行の際、旧要綱によりなされた手続その他の行為は、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

活動登録申請書

泉 区 長

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

泉区の花「あやめ」普及促進活動補助金交付要綱に基づき、活動団体の登録を行いたいため、関係書類を添えて申請します。

1 団 体 名 （ 構 成 員 人 数 ）

2 管理植栽地

添付書類

- (1) 活動場所位置図
- (2) 規約、定款その他これらに類する書類
- (3) 構成員名簿（住所または勤め先住所がわかるもの）

活動登録申請についての通知書

様

横浜市泉区長

年 月 日に申請のありました活動団体の登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

団 体 名	
会 長	
管理植栽地	

第3号様式

年 月 日

会 長 変 更 届
規 約 変 更 届
解 散 届

泉 区 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

年 月 日 第 号で承認を受けた活動について、

活動団体

会長を変更
規約を変更
を 解 散

しますので届け出ます。

旧会長名	
新会長名	
解散理由 ・ 変更内容	

補助金交付申請書

泉 区 長

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

泉区の花「あやめ」普及促進活動補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事 業 名

2 管理植栽地

3 交付申請額

¥

添付書類

- (1) 事業計画書（第5号様式）
- (2) 事業収支予算書（第6号様式）
- (3) 規約、定款その他これらに類する書類

- ※ 添付書類（3）は、登録申請時に提出している場合は省略できます。
- ※ この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

第5号様式

事業計画書

月 日	事 業 名	内 容	参加人数 (予定)	備 考

事業収支予算書

1 収入

(単位 円)

項目	予算額	説明
泉区の花「あやめ」普及促進活動補助金		
合計		

2 支出

(単位 円)

項目	予算額	説明
合計		

補助金交付決定通知書

様

横浜市泉区長

年 月 日に申請のありました泉区の花「あやめ」普及促進活動補助金については、次の条件を付けて交付します。

1 交付金額

¥

2 交付条件

- (1) この補助金は、記載の事業以外の経費に流用しないでください。
- (2) 申請内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。
- (3) 事業終了後 20 日以内に、事業完了報告書に必要な書類を添付して提出してください。
- (4) 補助事業の実行にあたっては、補助金の執行に先立ち補助金以外の収入を全額当該事業の支出に充ててください。その結果、決算額において残額が生じた場合は、その差額に相当する補助金を返還してください。
- (5) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (6) 補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (7) 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50,000 円以下の過料に処します。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき

担当 泉区総務部区政推進課企画調整係

電話 800-2331

第8号様式

泉 政 第 号
年 月 日

補助金不交付決定通知書

様

横浜市泉区長

年 月 日に申請のありました泉区の花「あやめ」普及促進活動補助金については、
交付しないことを決定したので通知します。

不交付の理由

担当 泉区総務部区政推進課企画調整係
電話 800-2331

補助金請求書

泉 区 長

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

印

年 月 日 第 号で補助金交付決定を受けました泉区の花「あやめ」普及促進活動補助金について、下記のとおり請求します。

1 請求額 ¥ _____ . -

2 振込先

フリガナ			
口座名義人			
振込先	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支 店 出張所	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	

(口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に補助金を振り込みください。	
代表者名	印

3 添付書類

交付決定通知書の写し

事業完了報告書・収支決算書

横浜市泉区長

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

年 月 日泉政第 号で補助金の交付を受けた事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 精算

(1) 収入額 ¥ _____ . -

(2) 支出額 ¥ _____ . -

(3) 剰余額 ¥ _____ . - (年 月 日返還)

2 添付書類

(1) 事業実績報告書 (第10号様式の2)

(2) 事業収支決算書 (第10号様式の3)

※ この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

事業実績報告書

月 日	事 業 名	内 容	参加人数	場 所

※ 必要に応じて、事業の詳細を説明する資料を添付してください。

事業収支決算書

収入計 円 _____ . - ①

支出計 円 _____ . - ②

残 額 円 _____ . - ①-②

1 収入

(単位 円)

項 目	予算額	決算額	増▲減	説 明
泉区の花「あやめ」 普及促進活動補助金				
収入計…①				

2 支出

(単位 円)

項 目	予算額	決算額	増▲減	説 明
支出計…②				

第11号様式

泉 政 第 号
 年 月 日

補助金額確定通知書

様

横浜市泉区長

年 月 日に活動完了報告の提出がありました泉区の花「あやめ」普及促進活動補助金については、次のとおり、その額を確定しましたので通知します。

確 定 額 ￥

(戻 入 金 ￥)